

# 木材加工用機械作業主任者技能講習

## ご 案 内

労働安全衛生法の規程により、木材加工用機械を有する事業場における機械の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、その他労働省令で定める事項を行なわせなければならないこととなっております。

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会では、北海道労働局長の登録を受けた登録教習機関として、この講習を実施いたしますので該当者をもれなく受講させ有資格者の育成とともに安全作業の向上を図られますようご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目ほくえいビル 5F

電話（011）271-3244

平成27年4月一部変更

## 1. 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械による作業に従事した経験を有する者。
- イ. 職業訓練法に基づく養成訓練の高等訓練課程又は普通訓練課程の製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科を修了した者。
  - ロ. 職業訓練法に基づく養成訓練の特別高等訓練課程若しくは専門訓練課程（通称短大課程）の建築科又は室内造形科を修了した者。
  - ハ. 職業訓練大学において建築科又は木材加工科の指導員訓練を修了した者。
  - ニ. 職業訓練法（旧法）に基づく公共訓練の2年課程又は事業内訓練において製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科を修了した者。
  - ホ. 高度職業訓練のうち、住居システム系建築科、同住居環境科、同インテリア科の訓練を受けた者。

⑨ 次の職業訓練者修了者は3年以上の実務経験がなければ受講できません。

- i. 旧訓練法（昭33法律133号）による公共訓練1年課程訓練
- ii. 改正前訓練法（昭44法律64号）による専修課程の1年訓練（中卒）及び6ヶ月訓練（高卒）並びに職業能力再開発の6ヶ月訓練（転職者）
- iii. 改正訓練法（昭53法律40号）による職業能力再開発の6ヶ月訓練（転職者）

## 2. 講習会の日時及び会場

別紙に記載したとおり。

## 3. 講習科目

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（専門知識） | 6時間 |
| (2) 木材加工用機械、その安全装置の保守点検に関する知識             | 2時間 |
| (3) 木材加工用機械作業方法に関する知識                     | 5時間 |
| (4) 関係法令                                  | 2時間 |

#### 4. 講習科目の受講免除

次の表の左欄に掲げる者はそれぞれ右欄に掲げる講習科目について当該講習科目の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者	免除科目
1. 受講資格（2）のイ、ロ、ニに該当する者 2. 職業訓練法に基づく能力再開発訓練（転職者6ヶ月訓練）で製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練を修了した者	・木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ・木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
3. 職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）による木工機械調整、木工又は建築大工の1級又は2級の技能検定に合格した者 4. 製材機械科、建築科、木工科、木型科又は合板科の職業訓練指導員免許を受けた者	・木材加工用機械作業の方法に関する知識
5. 林業労働災害防止協会が労働災害防止団体の規定に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	・木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

#### 5. 修了試験

講習後ただちに修了試験を行いません。

修了試験は筆記試験で試験時間は1時間です。

#### 6. 技能講習修了証の交付

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に修了証を交付します。

7. 受講料 10,000円

8. テキスト代 2,360円（税、送料含む）

## 9. 受講申込

受講希望者は、ダウンロードした受講申込書に所要の事項を記入し、写真（たて 3.0cm、よこ 2.4cm）を 2 枚（申込書用、修了証用）とともに受講料等（テキスト代含む）を添えて協賛団体（当連合会会員団体）に申し込んでください。

申込書は定められた期日必着です。

また、免除講習を受ける方は必ず 4 に記載した修了証又は免許証等の写しを添付してください。（有資格の証明）

## 10. 受講時間割

一 日 目	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、その安全装置の保守点検に関する知識	
	8時50分～16時00分(昼食休憩50分)	16時10分～18時10分	
二 日 目	木材加工用機械作業方法に関する知識	関係法令	修了試験
	8時50分～14時50分(昼食休憩50分)	15時00分～ 17時00分	17時10分～ 18時10分

注（1）講習科目の一部免除の受講者は、自分が受講する科目の開始 10 分前までに来場してください。

（2）この時間割は、一部免除者の受講人員等によって変更することがありますので、予め開催地の組合に問合せてください。

## 11. その他

（1）定員はいずれの会場でも 100 名以内です。締め切り前でも定員に達し次第締め切りますので早めに申し込んでください。なお、申込者が少ない場合は講習の開催を中止する場合がありますので予めご了承下さい。その際は個別に連絡し受講料、テキスト代はお返しいたします。

（2）受講者は必ず筆記用具を持参してください。